

## ■ アジア高利回り社債オープン（毎月決算型） （為替ヘッジあり） / （為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券

### 【ファンドの概要】

#### <目的>

主として投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジアのハイ・イールド債券等に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

#### <特色>

- 主として、アジアのハイ・イールド債券等に実質的に投資し、金利収入を獲得しつつ、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

（注）投資するアジアのハイ・イールド債券は、主に米ドル建てです。

- 投資にあたっては、アジアのハイ・イールド債券の中から定量スクリーニングおよび銘柄毎のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に選定された銘柄によるポートフォリオを構築し、高水準の金利収入を安定的に得ることを目的とした運用を行います。

- アジア高利回り社債オープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）、アジア高利回り社債オープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）の各ファンドは、以下の投資信託証券に投資します。

- ・ **アジア高利回り社債オープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）**

- ＊アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

- ＊マネー・リクイディティ・マザーファンド

- ・ **アジア高利回り社債オープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）**

- ＊アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

- ＊マネー・リクイディティ・マザーファンド

- 各ファンドはそれぞれ、アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）、アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）の組入比率を高位に保つことを基本とします。

- 「為替ヘッジあり」： 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

「為替ヘッジなし」： 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### <ハイ・イールド債券（高利回り社債）とは・・・>

一般に、低い格付け（BB 格相当以下（S&P 社表記））を付与されている社債を指します。投資適格債券と比較して、債務不履行（デフォルト）に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い分、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。

#### <主な投資制限>

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。

### <分配方針>

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。ただし、第1計算期間は、平成23年12月29日から平成24年1月17日までとします。

また、最初の収益分配については平成24年4月17日に行う予定です。

- ・分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ・分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- ・収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

**※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。**

### <収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

分配準備積立金：①および②のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

詳しくは「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。

<各ファンドが投資対象とするファンドの概要>

1. アジア・ハイ・イールド債券ファンドF (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)  
 アジア・ハイ・イールド債券ファンドF (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)

運用会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
主な投資対象	JPM アジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)の受益証券
運用方針	安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
マザーファンドの投資対象	以下のイおよびロの債券を主要投資対象とします。 イ. 以下のいずれかに該当する企業が発行する高利回り社債。 (イ) その株式がアジア諸国のいずれかの市場で上場または取引されている企業 (ロ) アジア諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業 (ハ) 売上または利益の大半をアジア諸国から得ていると運用委託先が判断する企業 (ニ) 資産の大半をアジア諸国に保有していると運用委託先が判断する企業 (ホ) アジア諸国に本社等の企業の主たる機能を置いていると運用委託先が判断する企業 「アジア諸国」とは、運用委託先がそれに該当すると判断する国(日本を除きます。)をいいます。(以下同じ) 「高利回り社債」とは、当該社債の格付けが、BB+格(スタンダード&プアーズ社による格付け)または Ba1格(ムーディーズ社による格付け)以下のものをいいます。 ロ. 上記イの高利回り社債の信用リスクを主として反映する仕組債。ただし、反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たないものに限りません。なお、当該仕組債の発行体の格付けは、信用リスクを反映しようとする発行体の格付けより高い場合も、低い場合もあります。
マザーファンドの投資態度	運用の指図に関する権限を JF アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。 1. マザーファンドの投資対象(以下「投資対象」といいます。)に掲げる債券に主として投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 米ドル建ての債券に主として投資します。また、建値がアジア諸国の現地通貨である債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%を上限とします。 3. 投資対象の債券について、投資後に格付けが変更され該当する格付け基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により当該債券を保有し続けることがあります。 4. 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジ	(為替ヘッジあり) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)およびみなし保有外貨建資産のうち、米ドル建てのものについては米ドルに対し直接為替ヘッジを行い、それ以外の通貨建てのものについては米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクを抑えます。 (為替ヘッジなし) 外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
投資制限	①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします(ただし、ETF を除きます)。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
信託報酬	それぞれ年率 0.672%(税抜 0.64%)

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社および JF アセット・マネジメント・リミテッドは、JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門である JP モルガン・アセット・マネジメントグループの一員です。

## 2. マネー・リクイディティ・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。

### 【リスク及び留意点】

#### <基準価額の変動要因>

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

#### ◎主な変動要因

##### ・信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。ハイ・イールド債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、発行体の信用状況等の悪化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

##### ・金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。ハイ・イールド債券の価格は、金利の変動や経済環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

##### ・流動性リスク

有価証券の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

##### ・カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

## ○各ファンド個別のリスク

### ・為替変動リスク

#### 〈為替ヘッジあり〉

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、前述の為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、他通貨による為替ヘッジを行う場合には、為替変動リスクが一部残ります。

#### 〈為替ヘッジなし〉

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## ＜その他の留意点＞

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## ＜リスクの管理体制＞

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて運用リスクの管理を行っています。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

社内規程・法令諸規則等に基づいて、有価証券届出書提出後、設定日までのリスク管理・モニタリングを行います。

【お申し込みメモ】

購 入 時	<p>購入期間            当初申込期間：平成23年12月19日～平成23年12月28日            継続申込期間：平成23年12月29日～平成25年2月13日            ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。</p>
	<p>購入単位            [分配金受取りコース] 1万口以上1万口単位            [分配金再投資コース] 当社ではお取り扱いしておりません。</p>
	<p>購入価額            ・購入申込受付日の翌営業日の基準価額。</p>
	<p>購入代金            ・購入申込日から起算して6営業日目までにお支払い下さい。</p>
	<p>購入締切時間            当社(販売会社)が午後2時30分までに当該事務手続きを完了したものを当日分とします。なお、上記時間以前に締め切られる場合があります。</p>
	<p>購入申込不可日            以下に該当する日は、購入申込の受付を行いません。            ・翌営業日が香港の銀行の休業日である日            ※上記購入申込不可日以外に、委託会社が別途定める日(ポートフォリオに偏りが生じ、特定の国・地域の休業日を考慮しなければならないときに定める場合があります。)</p>
換 金 時	<p>換金単位            1万口以上1万口単位。</p>
	<p>換金価額            ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。</p>
	<p>換金代金            ・換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。</p>
	<p>換金締切時間            当社(販売会社)が午後2時30分までに当該事務手続きを完了したものを当日分とします。なお、上記時間以前に締め切られる場合があります。</p>
	<p>換金申込不可日            以下に該当する日は、換金申込の受付を行いません。            ・翌営業日が香港の銀行の休業日である日            ※上記換金申込不可日以外に、委託会社が別途定める日(ポートフォリオに偏りが生じ、特定の国・地域の休業日を考慮しなければならないときに定める場合があります。)</p>
そ の 他	<p>スイッチング            各ファンド間でのスイッチングが可能です。</p>
	<p>信託期間            平成33年11月17日まで(平成23年12月29日設定)            ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。            繰上償還            受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。</p>
	<p>決算日            毎月17日(休業日の場合は翌営業日)</p>
	<p>収益分配            年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。            ただし、必ず分配を行うものではありません。</p>
	<p>課税関係            課税上は株式投資信託として取扱われます。            益金不算入制度、配当控除の適用はありません。</p>

## 【お客様にご負担いただく費用】

### <お客様が直接的に負担する費用>

購入時	<p>購入時手数料 ・購入価額×購入口数×3.675%(税込み)</p> <p>スイッチング時手数料 ・購入価額×購入口数×1.8375%(税込み)</p> <p>例) ※1万口あたり基準価額が10,000円の時に100万口購入いただく場合 ((10,000円×1,000,000口)÷10,000)×3.675%(税込み)=36,750円(税込み) 購入代金総額は1,036,750円となります。</p>
換金時	<p>換金手数料 ・ありません。</p> <p>信託財産留保額 ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.20%</p>

### <お客様が信託財産で間接的に負担する費用>

保有期間中	<p>運用管理費用(信託報酬) ・純資産総額×年率1.0815%(税込み)</p> <p>運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担 ・純資産総額×年率1.7535%(税込み)程度(上限) 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。</p> <p>その他費用・手数料 監査費用:純資産総額×年率0.0126%(税込み)</p> <p>有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等を間接的にご負担いただきます。(監査費用を除くその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)</p>
-------	--

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
- 詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご参照ください。
- お申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

## 【税金】

- ・税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- ・個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配金	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成23年12月末現在のもので、平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**【委託会社およびその他関係法人】**

委託会社 [投資信託財産の運用の指図等] : 岡三アセットマネジメント株式会社  
受託会社 [投資信託財産の保管・管理等] : 三井住友信託銀行株式会社  
販売会社 [購入・換金の取扱い等] : 坂本北陸証券株式会社ほか

商号等 坂本北陸証券株式会社  
金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号  
加入協会 日本証券業協会